

社会福祉法人親の家役員等の報酬等規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第8条第3条の規定に基づき、社会福祉法人親の家（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定の役員等とは、次の者をいう。

- (1) 法人定款第5条で規定する理事及び監事
- (2) 法人定款第13条で規定する評議員

(役員等の出席報酬)

第3条 役員等が、法人の開催する評議員会及び理事会に出席したときは、別紙1により報酬を支払うことができる。

(理事の業務報酬)

第4条 理事が、理事会以外の法人又は士閥運営のため、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別紙2による報酬及び旅費を支払うことができる。

(監事の業務報酬)

第5条 監事が、法人又は施設についての運営指導又は業務監査を行った場合は、別紙2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費等)

第6条 役員等が、法人又は施設の業務のため出張する場合は、別紙3により旅費等を支払うことができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行にかかる経費は、実費を支給できる。
- 4 旅費等は、出張終了後に支払う。ただし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算を行うものとする。

(適用除外)

第7条 施設職員を兼務する役員などは、本規定に適用しない。

付則

この規定は、平成25年4月1日から適用する。

社会福祉法人親の家役員等の報酬等規程別表

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
役員・評議員出席報酬	1回 3,092円

別表2（第4条・第5条関係）

名 称	報 酬	旅 費
理事業務報酬等	1日 10,309円	実費支給
	半日 5,154円	
監事監査指導報酬等	1日 10,309円	実費支給
	半日 5,154円	

別表3（6条関係）

宿 泊 費	日 当	旅 費
一泊 15,000円 を限度とする。	1日 2,000円	実費支給
	半日 1,000円	